

雄武町 介護サービス事業経営戦略



いくらすじ子

令和8年3月

雄武町

目次

- 1 経営の基本方針
- 2 計画期間
- 3 投資・財政計画（収支計画）
 - (1) 指定介護老人福祉施設
 - (2) 老人短期入所施設
 - (3) 老人デイサービスセンター
- 4 効率化・経営健全化の取組
 - (1) 組織、人材、定員、給与に関する事項
 - (2) 広域化に関する事項
 - (3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項
 - (4) その他の経営基盤の強化に関する事項
 - (5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策に関する事項
 - (6) 資金管理・調達に関する事項
 - (7) 情報公開に関する事項
 - (8) その他重点事項
 - ①事業の意義、提供するサービス自体の必要性
 - ②公営企業として実施する必要性

1 経営の基本方針

雄武町は、人口が3,907人(令和8年2月28日現在)、高齢化率が35.35%と、人口減少と高齢化が進行している。人口規模や地域特性が重なり、介護保険法の施行から26年以上が経過したが、新規の介護サービスの提供事業者の参入が見込まれず、現在、「指定介護老人福祉施設」、「老人短期入所施設」、「老人デイサービスセンター」で提供されている介護サービス事業については、今後も、「雄武町介護サービス事業特別会計」を通じて、実施していく必要があると考えている。これらの施設は、要支援者・要介護者等の心身の健康維持、介護予防の場として、楽しみをもって通える「居場所」としての機能も有しており、利用者や家族の身体的精神的な負担を軽減することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる「地域包括ケアシステムの推進」の一助となっている。平成2年3月(平成元年度)に開設した特別養護老人ホーム「雄愛園」と在宅老人デイサービスセンターについては、行政改革の一環として、平成17年度、指定管理者制度により、指定管理期間を10年間として、町内の社会福祉法人 雄武町社会福祉協議会(以下、『協議会』という。)に経営を委託した。以後、本期間を3年間に短縮し、平成26年度、平成29年度、令和2年度、令和5年度にそれぞれ候補者を選定の上、指定管理者の更新を行っており、現在は、令和9年3月31日までを指定管理期間として、協議会との協定を締結している。現在の指定管理期間においては、物価及び人件費の高騰に対応するとともに、今後の経営改善を期待して、指定管理料を大幅に増額することとした。(従来年間28,000千円から17,000千円を増額とし、年間45,000千円とした。)

本協議会は、これまでの経営実績によるノウハウが蓄積されており、充実した介護サービスを展開し、地域密着型サービスへの展開も積極的に取り組んでいること、また、公共性、公益性の高い団体であることから、当該施設の運営主体としての責任能力の高さも認められる。「雄武町介護サービス事業特別会計」は、雄武町立特別養護老人ホーム雄愛園(以下、『雄愛園』という。)の施設整備費、指定管理料の支払い、起債償還を行う会計としているが、将来的には、「指定管理料の支払い」のみを行う会計とすることを予定している。

雄愛園の整備は、老朽化に起因するものであり、『雄武町総合計画後期実施計画』に施設の改修案を盛り込む場合、雄武町介護サービス事業特別会計への繰り入れの必要性が生じる。今後、社会情勢の変化に注視しながら、本経営戦略も適宜、見直しを行っていくものとし、指定管理者が安定した経営を行うことができるよう、必要な助言も行っていくことが求められる。

2 計画期間

令和2年度から令和11年度までの10年間

(計画の中間年である令和7年度において見直しを実施)

※ 今後も、指定管理の更新時や介護報酬の改定等、社会情勢の変化に注視し、必要に応じて、見直しを行うものとする。

3 投資・財政計画（収支計画）

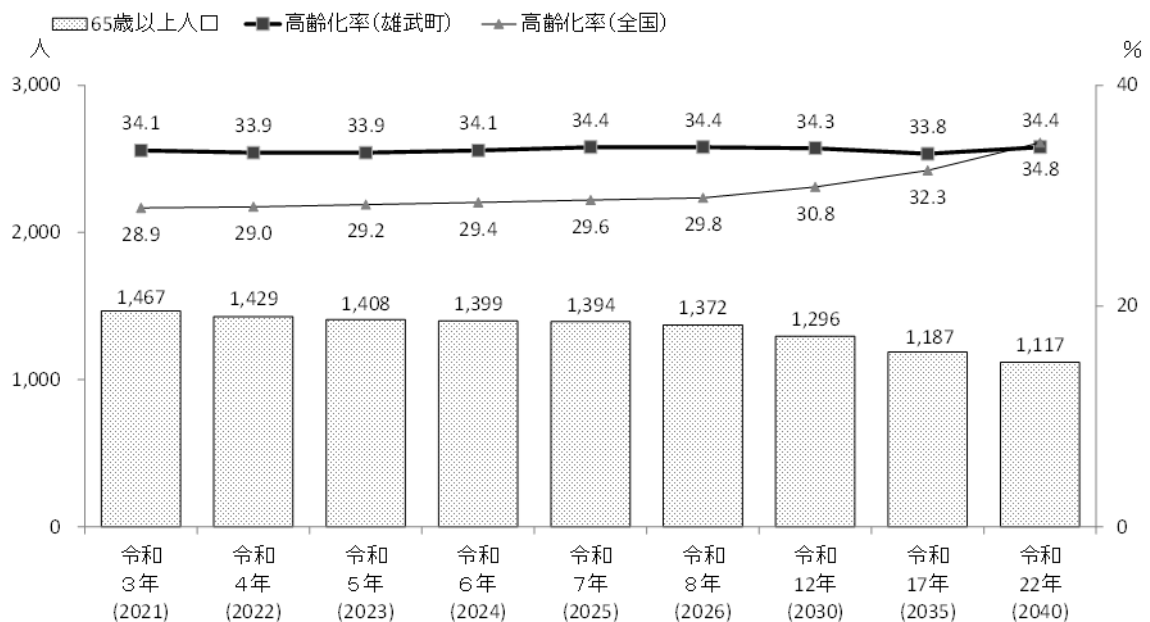
- (1) 指定介護老人福祉施設
- (2) 老人短期入所施設
- (3) 老人デイサービスセンター

※ 今回の見直しに伴い、令和6年度までの推計値を実績値として記載内容の変更を行っています。

※ それぞれの投資・財政計画(収支計画)は次頁以降に記載しています。

(参考)

高齢化率の推移と推計



(出展:雄武町第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画)

(1) 指定介護老人福祉施設

		(単位:千円)									
		年 度									
区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	33,615	26,048	26,121	25,708	40,829	40,749	40,829	40,829	40,829	40,829
	(1) 営 業 収 益 (B)										
	ア 料 金 収 入										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ その他										
	(2) 営 業 外 収 益	33,615	26,048	26,121	25,708	40,829	40,749	40,829	40,829	40,829	40,829
	ア 他 会 計 繰 入 金	33,292	25,975	25,810	25,637	40,468	40,388	40,468	40,468	40,468	40,468
	イ その他	323	73	311	71	361	361	361	361	361	361
	2 総 費 用 (D)	33,615	26,048	26,121	25,708	40,829	40,749	40,829	40,829	40,829	40,829
	(1) 営 業 費 用 (E)	32,000	25,000	25,000	25,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000
ア 職 員 給 与 費											
イ うち退職手当											
イ その他	32,000	25,000	25,000	25,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	
(2) 営 業 外 費 用 (F)	1,615	1,048	1,121	708	829	749	829	829	829	829	
ア 支 払 利 息	1,292	975	810	637	468	388	468	468	468	468	
イ うち一時借入金利息											
イ うち資本費平準化償分											
イ その他	323	73	311	71	361	361	361	361	361	361	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)											
1 資 本 的 収 入 (F)	41,858	59,963	22,138	24,545	25,493	62,432	57,600	57,600	57,600	57,600	
(1) 地 方 債 借 入 金											
イ うち資本費平準化償分											
(2) 他 会 計 補 助 金	26,173	47,106	16,342	12,796	12,234	51,961	48,464	48,464	48,464	48,464	
(3) 他 会 計 借 入 金											
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
(6) 工 事 負 担 金											
(7) そ の 他	15,685	12,857	5,796	11,749	13,259	10,471	9,136	9,136	9,136	9,136	
2 資 本 的 支 出 (G)	41,859	36,248	42,393	27,999	20,857	51,497	47,887	47,887	47,887	47,887	
(1) 建 設 改 良 費	16,951	26,708	32,690	18,077	10,819	41,287	37,980	37,980	37,980	37,980	
イ うち職員給与費											
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	24,908	9,540	9,703	9,870	10,038	10,210	9,907	9,907	9,907	9,907	
イ うち資本費平準化償還金											
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他				52							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 1	23,715	△ 20,255	△ 3,454	4,636	10,935	9,713	9,713	9,713	9,713	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1	23,715	△ 20,255	△ 3,454	4,636	10,935	9,713	9,713	9,713	9,713	
積 立 金 (K)											
前年度からの繰越金 (L)	3	2	23,717	3,462	8	3	1	1	1	1	
前年度繰上充用金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	2	23,717	3,462	8	4,644	10,938	9,714	9,714	9,714	9,714	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)	2	23,717	3,462	8	4,644	10,938	9,714	9,714	9,714	9,714	
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)											
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)											
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)											
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)											
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)											
○他会計繰入金											
区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	33,292	25,975	25,810	25,637	40,468	25,300	25,127	25,127	25,127	25,127
	うち基準外繰入金	33,292	25,975	25,810	25,637	40,468	25,300	25,127	25,127	25,127	25,127
資本的収支分	うち基準内繰入金	26,173	47,106	16,342	12,796	12,234	11,477	11,173	11,173	11,173	11,173
	うち基準外繰入金	26,173	47,106	16,342	12,796	12,234	11,477	11,173	11,173	11,173	11,173
合 計		59,465	73,081	42,152	38,433	52,702	36,777	36,300	36,300	36,300	36,300

(2) 老人短期入所施設

区 分		年 度										
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
収益的収入	1 総 業 収 益 (A)	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55	
	(1) 営 業 収 益 (B)											
	ア 料 金 収 入											
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他											
	(2) 営 業 外 収 益	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55	
	ア 他 会 計 繰 入 金											
	イ そ の 他	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55	
	2 総 費 用 (D)	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55	
	(1) 営 業 費 用											
ア 職 員 給 与 費												
うち 退 職 手 当												
イ そ の 他												
(2) 営 業 外 費 用	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55		
ア 支 払 利 息												
うち 一 時 借 入 金 利 息												
うち 資 本 費 平 準 化 債 分												
イ そ の 他	44	11	45	10	55	55	55	55	55	55		
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)												
1 資 本 的 収 入 (F)												
(1) 地 方 債 債 償 還 金												
うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
(2) 他 会 計 補 助 金												
(3) 他 会 計 借 入 金												
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
(6) 工 事 負 担 金												
(7) そ の 他												
2 資 本 的 支 出 (G)												
(1) 建 設 改 良 費												
うち 職 員 給 与 費												
(2) 地 方 債 債 償 還 金 (H)												
うち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他												
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)												
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)												
積 立 金 (K)												
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)												
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)												
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)												
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)												
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)												
地 方 財 政 法 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)												
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)												
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)												
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)												
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

(単位:千円)

区 分		年 度										
		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	
○他会計繰入金	収益的収支分											
	うち 基準内繰入金											
	うち 基準外繰入金											
資本的収支分	資本的収支分											
	うち 基準内繰入金											
	うち 基準外繰入金											
合 計												

(3) 老人デイサービスセンター

		(単位:千円)									
		年 度									
区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収益的収入	1 総 収 益 (A)	3,767	3,836	3,493	3,791	5,465	5,545	5,591	5,591	5,591	5,591
	(1) 営 業 収 益 (B)										
	ア 料 金 収 入										
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)										
	ウ そ の 他										
	(2) 営 業 外 収 益	3,767	3,836	3,493	3,791	5,465	5,545	5,591	5,591	5,591	5,591
	ア 他 会 計 繰 入 金	3,240	3,174	3,145	3,121	5,090	5,170	5,216	5,216	5,216	5,216
	イ そ の 他	527	662	348	670	375	375	375	375	375	375
	2 総 費 用 (D)	3,767	3,836	3,493	3,791	5,465	5,545	5,591	5,591	5,591	5,591
	(1) 営 業 費 用	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
ア 職 員 給 与 費											
ウ ち 退 職 手 当											
イ そ の 他	3,000	3,000	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
(2) 営 業 外 費 用	767	836	493	791	465	545	591	591	591	591	
ア 支 払 利 息	240	174	145	121	90	164	90	90	90	90	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息											
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 分											
イ そ の 他	527	662	348	670	375	381	501	501	501	501	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)											
1 資 本 的 収 入 (F)	7,737	11,083	4,092	4,537	4,711	9,566	20,052	20,052	20,052	20,052	
(1) 地 方 債											
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債											
(2) 他 会 計 補 助 金	4,838	8,707	3,021	2,365	2,261	7,631	8,957	8,957	8,957	8,957	
(3) 他 会 計 借 入 金											
(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金											
(6) 工 事 負 担 金											
(7) そ の 他	2,899	2,376	1,071	2,172	2,450	1,935	11,095	11,095	11,095	11,095	
2 資 本 的 支 出 (G)	7,737	6,699	7,836	5,175	3,854	9,518	19,961	19,961	19,961	19,961	
(1) 建 設 改 良 費	3,133	4,936	6,042	3,341	1,999	7,631	18,130	18,130	18,130	18,130	
ウ ち 職 員 給 与 費											
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,604	1,763	1,794	1,824	1,855	1,887	1,831	1,831	1,831	1,831	
ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金											
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金											
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金											
(5) そ の 他				10							
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		4,384	△ 3,744	△ 638	857	48	91	91	91	91	
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)		4,384	△ 3,744	△ 638	857	48	91	91	91	91	
積 立 金 (K)											
前 年 度 からの 繰 越 金 (L)			4,384	640	2	9	10	10	10	10	
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)											
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		4,384	640	2	859	57	101	101	101	101	
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)											
実 質 収 支 黒 字 (P)		4,384	640	2	859	153	227	227	227	227	
(N)-(O) 赤 字 (Q)											
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)											
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)											
地 方 財 政 法 施 行 令 第 16 条 第 1 項 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)											
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)											
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)											
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 により 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)											
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)											
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 により 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)											
健 全 化 法 第 22 条 により 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)											
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)											
地 方 債 残 高 (X)											
○他会計繰入金											
区 分		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
収益的収支分	うち基準内繰入金	3,240	3,174	3,145	3,121	5,090	3,055	3,023	3,023	3,023	3,023
	うち基準外繰入金	3,240	3,174	3,145	3,121	5,090	3,055	3,023	3,023	3,023	3,023
資本的収支分	うち基準内繰入金	4,838	8,707	3,021	2,365	2,261	2,121	2,064	2,064	2,064	2,064
	うち基準外繰入金	4,838	8,707	3,021	2,365	2,261	2,121	2,064	2,064	2,064	2,064
合 計		8,078	11,881	6,166	5,486	7,351	5,176	5,087	5,087	5,087	5,087

4 効率化・経営健全化の取組

(1) 組織、人材、定員、給与に関する事項

指定管理者において、法令に定められた人員及び運営等に関する基準に従い運営を行っている。職員の給与は、今後、段階的に昇給幅の縮減を図るため、介護職員処遇改善加算の取得や、積極的な福利厚生の実施を図るよう呼びかけている。

全体的に職員不足が目立っているが、介護職員の不足が短期入所の稼働率の低下をまねいている状況にもあり、外国人労働者を雇う等の対応に取り組んでいる。

(2) 広域化に関する事項

当面は必要がないものと考えられるが、社会情勢の変化に注視しながら、必要に応じて検討するものとする。

(3) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

平成2年3月(平成元年度)に開設した特別養護老人ホーム「雄愛園」と在宅老人デイサービスセンターについては、行政改革の一環として、平成17年度、指定管理者制度により、指定管理期間を10年間として、町内の社会福祉法人社会福祉協議会に経営を委託した。以後、現在まで、同協議会が運営を行うことで、経営実績によるノウハウが蓄積されている。指定管理者の主体的な創意工夫で充実した介護サービスが展開され、施設の効果的、効率的な運営が図られるものと考えている。

(4) その他の経営基盤の強化に関する事項

外部研修への積極的な参加等により、スタッフの資質を向上するとともに、サービスの充実が加算に結びつくよう、ケア内容の組み立てを検討していく。

(5) 資金不足比率の見通しとその評価、地方財政法に定める資金の不足額がある場合にはその解消策に関する事項

該当なし

(6) 資金管理・調達に関する事項

介護報酬の適切な算定・請求により収入の適正化を維持するとともに、経営の効率化により支出の適正化を図るよう指導する。

(7) 情報公開に関する事項

今後、ホームページやSNSを用いた情報公開及び取組の紹介を検討する。

(8) その他重点事項

① 事業の意義、提供するサービス自体の必要性

高齢化の進行に伴い介護サービスの需要は高まっており、提供の必要性がある。

② 公営企業として実施する必要性

指定管理者制度を導入しているため、「雄武町介護サービス事業特別会計」については、公営企業会計は非適用としている。